

議案第111号

建物の譲渡について

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、志賀島保育所について民営化を行うため、その建物を無償で譲渡する必要がある
ので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

建物の譲渡について

志賀島保育所について民営化を行うため、建物を次のように無償で譲渡する。

- 1 所在地 福岡市東区大字志賀島1735番地131及び1737番地 5
- 2 譲渡する建物 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建（延面積603.54平方メートル）
鉄筋コンクリート造スレートぶき平家建（面積10.69平方メートル）
コンクリートブロック造スレートぶき平家建（面積4.52平方メートル）
鉄筋コンクリート造スレートぶき平家建（面積3.72平方メートル）
- 3 譲渡の相手方 福岡市東区大字志賀島1735番地116
学校法人 ふたば幼稚園